

税金

[税金制度]

在日本工作的外国人，也必须缴付所得税（国家税金）、住民税（新潟县及长冈市地方政府税金）。住民税的缴纳额，由纳税人前一年的收入决定。任何国籍的人，都要向1月1日当时住的市町村缴纳住民税，迁居到其他市町村后也一样。

工作中的人，住民税一年的总数额除以12后，从6月到第二年5月之间每月从工资中自动扣除。工资里无法扣除时，纳税通知书会邮寄到家里。纳税通知书，在一年纳税总额确定后的第二年6月邮寄到户。缴纳税金，有一次全额缴纳、分4次缴纳两种方法。出现超期迟缴情况，则要另交延滞费。

从日本归国时，出发前请缴清全部税金，即使日后不再入境日本也必须缴纳当年的住民税。

前一年总收入数额较低则不会收到纳税通知书，这种情况无需缴纳住民税。

咨询

有关住民税咨询：
市民税课(0258-39-2212)

有关所得税咨询：
长冈税务署(0258-35-2070)

税金

[税金制度]

所得税（国の税金）と住民税（新潟県と長岡市の税金）は日本で働いている外国籍の人も払わなければなりません。住民税は前年の収入で決めます。どの国籍の人も1月1日に住んでいた市町村に住民税を払わなければなりません。ほかの市町村に引越しても同じです。

働いている人の住民税は、6月からその次の年の5月まで、1年分を12で割って、毎月の給料から自動的に差し引かれます。給料から差し引かれないときは、納税通知書が郵便で送られてきます。納税通知書は、年間総所得が確定した後、翌年の6月に送られて来ます。税金は、一度に全額払う方法と4回に分けて払う方法があります。支払いが遅れると、支払いが終わるまで延滞金が増えられます。

日本から帰国する時は、出発する前に税金を払い終わってください。日本から帰国した後、再入国をしない時でもその年の住民税は払わなければなりません。

前年の総所得がかなり少ない時は、納税通知書は送られて来ません。その場合は、住民税を払わなくてよいです。

とあ 問い合わせ

住民税について：
市民税課(0258-39-2212)

所得税について：
長岡税务署(0258-35-2070)

[源泉徴収票（年终收入证明）和确定申告]

有收入的人必须缴纳所得税、住民税，所得税从工资里直接扣除到税务署。

所得税事先从工资里扣除，被称为源泉征收。

一年里必须缴付的所得税额，在全年总收入确定后的年底进行调整，这时就能计算出事先缴纳的所得税是有剩余还是不足。

同时在几处工作的人，须要进行确定申告。

进行确定申告时，除了工作单位出具的源泉征收票，还需要“个人编号（マイナンバー）”、“本人身份确认文件（在留卡等）”。总收入较少时，缴纳了的所得税有退回来的可能性，这被称为“还付”。

相反，收入较高事先缴付的所得税不足时，需要再行缴纳追加。

咨询：
长冈税务署
(0258-35-2070)

市民税课
(0258-39-2212)

国税厅网页
日语：
<https://www.nta.go.jp/index.htm>
英语：
<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>



【源泉徴収票と確定申告】

収入のある人は所得税と住民税を払わなければなりません。所得税は、給料から差し引かれて、税務署に納められます。

所得税が先に給料から差し引かれることを源泉徴収と言います。

1年間に払わなければならない所得税額は、年間総所得が確定した年末に、先に払われた所得税が多すぎるか足りないかで調整されます。

複数の職場から給料をもらった時は、確定申告をしなければなりません。確定申告をする時は、職場から送られて来た源泉徴収票のほか「マイナンバー」と「本人確認書類（在留カードなど）」が必要です。総所得がかなり少ない時は、納めた所得税がいくらか払い戻されることもあります。このことを還付と言います。

反対に、かなり高額収入がほかにあり、そこから所得税が差し引かれていなければ、追加の所得税を支払わなければならないこともあります。

問い合わせ：
長岡税务署
(0258-35-2070)

市民税課
(0258-39-2212)

国税庁ホームページ
日本語：
<https://www.nta.go.jp/index.htm>
英語：
<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

